

このてびきを利用される方へ

(1) このてびきは、基本的に大阪府内（政令市・中核市除く※）の在宅で生活する身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等による障がい者の方から相談を受ける相談員・窓口職員を対象として作成しています。

※参考として政令市・中核市の情報も掲載している場合があります。

（政令市：大阪市、堺市 中核市：高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）

(2) 法律では、身体障がい者について、18歳以上を「身体障がい者」、18歳未満を「身体障がい児」、知的障がい者について、18歳以上を「知的障がい者」、18歳未満を「知的障がい児」として区分しています。

しかし、このてびきでは、基本的にこのような区分をせず、各項目の対象者について、下記のとおり記載しています。

記 載	対 象 者
身体障がい者	すべての身体障がい者と身体障がい児を対象にしている場合
身体障がい児	18歳未満の身体障がい児だけを対象にしている場合
18歳（あるいは15歳）以上の身体障がい者	18歳（あるいは15歳）以上の身体障がい者だけを対象にしている場合
知的障がい者	すべての知的障がい者と知的障がい児を対象にしている場合
知的障がい児	18歳未満の知的障がい児だけを対象にしている場合
18歳（あるいは15歳）以上の知的障がい者	18歳（あるいは15歳）以上の知的障がい者だけを対象にしている場合
難病等による障がい者	障害者総合支援法※第4条第1項の政令で定める疾病による障がい者と障がい児を対象にしている場合

※ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
以下、障害者総合支援法と表記する。

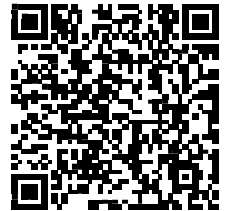
※ なお、各項目において、対象者がすぐにわかるよう、下記のマークを使用しています。

Ⓔ：身体障がい者に関する情報の項目

Ⓕ：知的障がい者に関する情報の項目

Ⓖ：精神障がい者に関する情報の項目

Ⓗ：難病等による障がい者に関する情報の項目



(3) 掲載内容について時点の記載がない場合は令和4年4月時点の情報です。情報を更新する場合は、大阪府福祉部障がい福祉室のホームページの「福祉のてびき」に掲載します。（上記QRコードからもアクセスできます。）

アドレス：<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/jiritushien/index.html>